

## 平成25年度 第9回庁議要旨

日時：平成25年8月5日（月）

午前9時～

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 石巻市子ども・子育て会議の設置について（福祉部）

平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村において「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、本市においては平成25年4月に「石巻市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」設置したところであるが、その後、平成25年4月に国からの通知「子ども・子育て関連3法関係資料について（追補版）」により、市町村版子ども・子育て会議の設置が必要とされたため、今回新たに「石巻市子ども・子育て会議」を設置するもの。なお、設置に伴い、本年4月1日に設置した「石巻子ども・子育て支援事業計画策定委員会」は廃止する。

##### (1) 主な内容

###### ア 所掌事項

- (ア) 保育所・幼稚園等の利用定員設定に関し、あらかじめ、子ども・子育て会議で意見を述べること。
- (イ) 家庭的保育・小規模保育等の利用定員設定に関し、あらかじめ、子ども・子育て会議で意見を述べること。
- (ウ) 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、また、変更する場合においては、あらかじめ、子ども・子育て会議で意見を述べること。
- (エ) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

###### イ 委員数及び任期

15人以内とし、任期は委嘱の日から2年とする。

###### ウ その他

庁内の関係各課（室）の職員（課長補佐・グループリーダー）で構成する部会を設置する。

##### (2) 今後の予定

ア 平成25年市議会第3回定例会に条例提案

イ 平成25年10月 第1回石巻市子ども・子育て会議の開催

#### 2 産業用地整備事業に伴う特別会計の設置について（産業部）

－継続審議－

#### 3 平成24年度石巻市病院事業会計資本金の額の減少について（病院局）

平成24年4月1日に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」において、経営判断により資本金の額を減少できるとされたことから、病院事業会計における資本金を未処理欠損金に振り替えることにより、未処理欠損金の縮減を図るもの。

(1) 主な内容

平成24年度末における資本金中、資本金の減少の対象となる自己資本金から、今後の事業運営上必要な自己資本金を差引いたものを未処理欠損金へ振り替える。この振替処分により、未処理欠損金額が縮減される。

(2) 今後の予定

ア 平成25年第3回定例会に提案

[報告事項]

1 災害に強い情報連携システム(通称:「ORANGE(オレンジ)」)の構築について(総務部)

東日本大震災の経験を踏まえ、携帯電話やインターネット網等の通信手段が途絶えた場合を想定し、各避難所に本市独自のWi-Fi(無線LAN)による通信網を構築し、災害情報の集約・情報の共有化により、被災者への円滑な情報の提供及び救助活動・支援活動等に活用するもの。

※通称:「ORANGE」(オレンジ)について

ORganized Area Network GEar (オーガナイズド エリア ネットワーク ギア)

『地域のつながりを構成する道具(しくみ)』という意味

(1) 主な内容

災害発生時における全市的な被害状況や避難者情報を迅速に把握し、住民避難情報、食料・物資情報、施設被害状況、交通情報等々の災害関連情報を一元的に管理・配信することにより、的確な災害対応を可能とするとともに、早期の住民安否確認や避難所運営を円滑に行えるようシステムを構築する。

Wi-Fi無線機器の設置個所:202か所

タブレット端末の台数:247台

(2) 今後の予定

ア 平成25年10月より本格運用開始

イ 平成25年10月6日実施予定の「平成25年度石巻市総合防災訓練」において通信訓練を行う

2 津波被害を受けた土地・家屋の平成25年度固定資産税及び都市計画税の課税免除について(財務部)

東日本大震災の甚大な被害状況を鑑み、津波被害を受けた区域の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税について、地方税法附則第55条の改正により課税免除制度が平成25年度も継続され、二分の一減額課税土地等並びに課税土地等を指定することとしたもの。

(1) 主な内容

平成24年度の課税免除区域の中で、A、B、Cの区域を設定し、A区域については減額せずに平成25年度分の固定資産税及び都市計画税を課税する区域とし、B区域及びC区域については課税免除を継続する区域とする。なお、課税免除を継続するB、C区域内の新築家屋は、震災前の完成分は課税免除、震災後の完成分は通常課税とする。

A 床上浸水高が天井付近に至らない被災家屋の多い区域(住宅被害の全壊割合が40%未満の地域)

B 津波浸水地域で災害危険区域に指定されている区域

C 家屋の流出や1階の天井付近まで浸水した区域（住宅被害の全壊割合が40%以上の地域）

農地については、平成24年度作付済及び平成25年度作付予定であった区域は減額せずに通常課税とする。

被災家屋の代替家屋については、被災家屋の床面積相当分を建設後4年間は二分の一減免、その後2年間は三分の一減免とする。

### 3 雄勝地区再生に向けた東北工業大学との協力及び連携に関する協定締結について（雄勝総合支所）

東北工業大学が主導する再生活動と、地域の復旧復興を目指す石巻市が互いに協力・連携することで、より広範かつ効果的な事業推進が期待できることから協定を締結するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 協力・連携事項

(ア) 雄勝地区の再生に関する情報交換

(イ) 雄勝地区の産業、伝統、歴史、文化等に関する情報交換

(ウ) その他必要と認める事項

##### イ 協力・連携内容

(ア) 雄勝地区再生のための実行委員会の設立及び支援機関との共同事業の実施

(イ) 地域復興支援のための拠点整備及び仮設施設の建設助言

(ウ) 雄勝地区における資源再発見のための調査活動

(エ) 雄勝地区の住民を対象にしたワークショップ事業の展開

(オ) 雄勝地区外住民との広域交流活動への展開

(カ) 商品開発及び流通開発

#### (2) 今後の予定

ア 平成25年8月9日 締結式

### [その他]

#### 1 北上白浜海水浴場の開設について（北上総合支所）

北上白浜海水浴場について、8月10日及び11日の午前9時から午後3時まで開設する。